

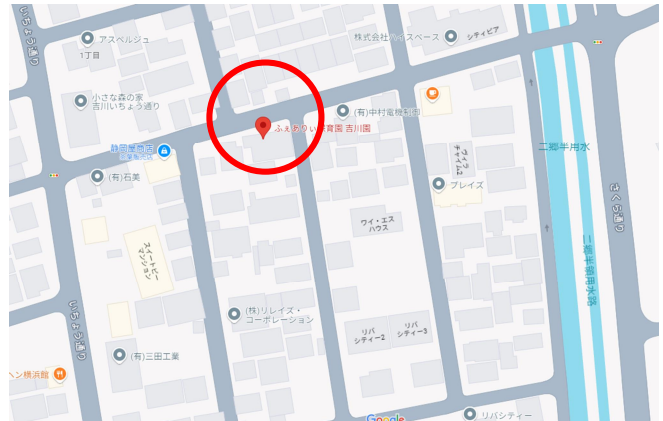
家庭的保育事業等（小規模保育事業）認可及び特定地域型保育事業の確認について

(1) 認可及び確認を受ける保育園の概要

- (i) 保育園名①：ふえありい保育園吉川園
保育園名②：ふえありい保育園吉川美南園
- (ii) 施設の所在地①：吉川市吉川一丁目 8 番地 9 サンパレス吉川 1F
施設の所在地②：吉川市高富一丁目 5 番地 2 パレス K 1F
- (iii) 事業開始予定日（①及び②）：令和 7 年 4 月 1 日
- (iv) 事業の種類（①及び②）：小規模保育事業 B 型
- (v) 認可定員総数（①及び②）：19 名
- (vi) 利用定員総数（①及び②）：19 名



ふえありい保育園吉川園の外観



ふえありい保育園吉川園の位置図



ふえありい保育園吉川美南園の外観



ふえありい保育園吉川美南園の位置図

(2) 家庭的保育事業等（小規模保育事業）認可及び特定地域型保育事業の確認を新規で受ける理由

ふえありい保育園吉川園及びふえありい保育園吉川美南園を運営する株式会社城南フエアリーが親会社である株式会社城南進学研究社との吸収合併に伴い、運営法人が令和7年4月1日より変更する旨の相談があった。

運営する法人が変更される場合は、旧法人において廃止、確認を辞退し、新法人で新たに認可及び確認を受ける必要があることから認可及び確認を受けるものである。

(3) 現に保育を受けている児童に対する措置

施設運営体制に変更は無くこれまでと同じ保育を提供するため、現在、利用している園児を他施設へ異動させる対応等は不要である。

(4) 新法人における認可基準及び確認基準について

(i) 認可基準について

児童福祉法第34条の15第3項の規定に基づき、大きく以下の4点について審査した。

①市の条例に適合しているか。

(吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

【審査結果】

→保育従事者も今まで通りであり、建物も従来のまま同じ箇所で開催するため、面積要件も満たしており、市の条例は満たされていた。

②新法人が事業を運営するための必要な経済基礎があるか

【審査結果】

→コロナの影響や総合型入試の拡大を受け、受験学年の生徒数・高単価の受験学年が減少していることから損失計上しているが、業績回復のため、低学年への投資や不採算教室などの閉鎖統合を進め利益構造改革を図っているため、今後、黒字計上が見込まれると想定される。

③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有する。

【審査結果】

→2園の管理者はともに保育所等で2年以上勤務している。

また、利用者からの園の運営に関する相談等の窓口等設置をしており管理者や保育リーダー対応する体制は取られている。

④申請者及び役員等が社会的信望を有していること。

【審査結果】

➡行政処分等社会的信望を有していない状況でないことは、誓約書の書類で確認済みである。

(ii) 確認について

子ども・子育て支援法施行規則第39条の規定に基づき、大きく以下の2点について審査した。

①市の条例に適合しているか。

(吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

【審査結果】

➡施設の運営状況も変わらないこと、また、申請書類内容についても条例に適合していた。

②過去5年間に於いて法人が確認を取消し(行政処分等)されていないか。

【審査結果】

➡過去に確認取消し、いわゆる行政処分等を受けたことはないことは誓約書等の書類で確認済みである。

(5) 吉川市児童福祉審議会の意見聴取について

新たに認可を受ける場合は、児童福祉法第34条の15第4項、特定地域型保育事業者として新たに確認を受ける場合は、子ども・子育て支援法第43条第2項に基づき、市町村の児童福祉審議会において意見を聴かなければならないと規定されている。